西部版

福岡・熊本国税局
沖縄国税事務所
管内版

口座振替拡大でキャンペーン

佐世保市 市県民税や固定資産税など

計500人に2000円相当の景品贈る

利用率が低い口座振替を対象に抽選で計500人に2000円相当の景品を贈るキャンペーンを始めた。金融機関の預貯金口座から振替で納税される同制度の利用率が低迷しているほか、コンビニ納税などに比べて手数料も安く、費用対効果が優れていることから初めてキャンペーンを実施した。県内の自治体としても初とみられる。

キャンペーンは①今年4月1日から9月30日までの間に新規で口座振替を申し込んだ新規加入者、②すでに利用している人で同4月1日から平成26年1月31日までの間に口座振替で納税をした人――が対象で、景品の対象人数は新規拡大を優先することから新規向けが400人、既存利用者は100人となっている。

対象となる税目は、市県民税、(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税。

応募のための申し込みは特に必要ないが、課税額がなかったり、年金からの引き去りの方で口座振替の申し込みが必要ない人、市税の未納がある人、口座振替ができなかった人などは対象にならないとしている。

景品は、佐世保市内にある施設(森きらら・海きらら・星きらり・えぼしスポーツの里)の利用券またはQUOカードで、選択はできないという。新規加入者向けは11月、既存利用者向けは26年3月にそれぞれ発送する予定。

また、金融機関を対象にした拡大策も実施しており、新規加入を獲得した場合、1税目あたり150円の手数料を払う。

同市の平成23年度の口座振替の加入率は24・2%で、同市では「加入率3割達成を目指していきたい」と話している。

春休みに合わせ 絵はがき展開催

熊本県法連

一般社団法人熊本県法人会連合会(本田一会長)は3月23日から4月7日まで、熊本市中央区の鶴屋百貨店で「第4回税に関する絵はがきコンクール展」の作品展を開催した。

県下の10法人会女性部会では小学生から絵の使い道などを描いた作品を広く県民に見てもらい、役割などを知ってもらおうと、同県法連女性部会連絡協議会が中心になり、前年から始め、今年も学校の春休みに合わせて実施した。

今回、絵はがきは前年(2092点)を大きく上回る2985点が寄せられた。このうち会場には、スペースの関係で優秀作をはじめ約400点が展示され、買い物客らが見入っていた。

会場では初日、オープニングセレモニーとして同県法連女連協の竹本勝代会長が絵はがき募集の趣旨や法人会活動などを紹介するとともに法人会のPRグッズを配布したほか、期間中の土曜日や最終日にも役員らが作品や法人会をPRした。

会長選挙で 松原会長を再選

九北税理士会

任期満了に伴う九州北部税理士会の会長選挙がこのほど実施され、松原弘明会長(61)の再選が決まった。

松原会長以外に立候補の届け出がなく、無投票で確定した。

松原会長は2期目で、6月に開かれる第57回定期総会後からスタートする。任期は2年間。

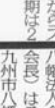

松原会長

たい平師匠が講演と落語会

八幡法人会

福岡・公益社団法人八幡法人会(古川育史会長)はこのほど、北九州市八幡東区の北九州八幡ロイヤルホテルで新春講演と落語会を実施した=写真。

社会貢献活動の一環で市民にも開放され、当日は会員のほか、市民ら約100人を含めて会員(3000人)をオーバーする約320人が詰め掛けた。

講師は、落語家の林家たい平師匠で、「笑顔のもとに笑顔が集まる」をテーマに、講演に引き続いて落語を披露し、会場の聴衆を沸かせた。

53%が一般申請

新公益法人制度

法人会は公益が一般の4倍超

公益法人制度改革に伴う、従来の公益法人(社団、財団)の新公益法人制度への移行期限(平成25年11月末)まで残り半年ありとなった。内閣府によると、約2万4000あった従来の公益法人のうち、88・2%が今年3月末までに移行申請を済ませているという。一方、移行申請をしない見通しの法人数は全国で約3500にのぼるとみられ、こうした法人は合併などで他の法人に事業内容が引き継がれるか、解散により他の公益法人に財産が譲与されることになる。

旧公益法人制度では、公益性の判断が各主務官庁の自由裁量で基準が不明確、営利法人類似の法人など公益とはいいがたい法人が混在しているなどの問題点が指摘されていた。このような問題を改善するため、20年12月に公益法人制度改革関連3法を施行。従来の主務官庁制が廃止され、新たに行政庁(内閣総理大臣、都道府県知事)が認定する仕組みとなったほか、公益性は民間有識者が審査し、法人の設立と公益性の判断を分離する形に改められた。

これに伴い、従来の公益法人は、25年11月末までに新たな公益社団法人(公益法人)または一般社団・財団法人(一般法人)に移行しなければならなくなった。

内閣府の調査によれば、新たな公益法人制度への移行申請を済ませた従来の公益法人のうち、46・7%が公益法人、53・3%が一般申請を選択している。

一方で公益財団法人の全国法人会総連合によると、4月2日時点で移行申請を終えている全法連傘下の県連、単位会のうち、公益申請をしているのが2県連、376単位会。一般申請をしているのが33県連、59単位会。法人会だけでみると、公益申請が一般申請の4倍超となっている。

なお、公益事業を行う一般法人はいつでも公益認定の申請が可能ごのため、内閣府によると、制度改革後に設立された一般法人や、この公益認定申請が最近は増えているという。

(深川新一記者)

税務署で新規入会者対象に春の青色講座開催

熊本市、熊本市青申会研修室で新規入会者を対象に春の青色講座を開催した。

講座の内容は、正しく帳簿をつけるための業務や取引に関する記帳の基本について、帳の方法などについて課税第一部門の福永晋説明を行った。

二上席調査官が日々の税務署個人の行った。